

令和7年度 中央区地域包括支援センター 運営協議会

日 時：令和7年8月4日(月)
13時30分～15時

場 所：神戸市役所4号館1階会議室

開 会

1. 保健福祉部長 挨拶

2. 議 題

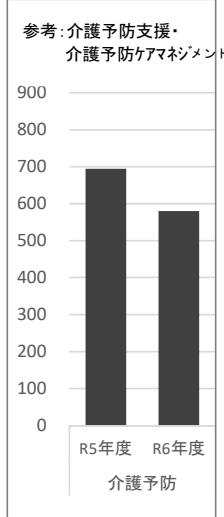
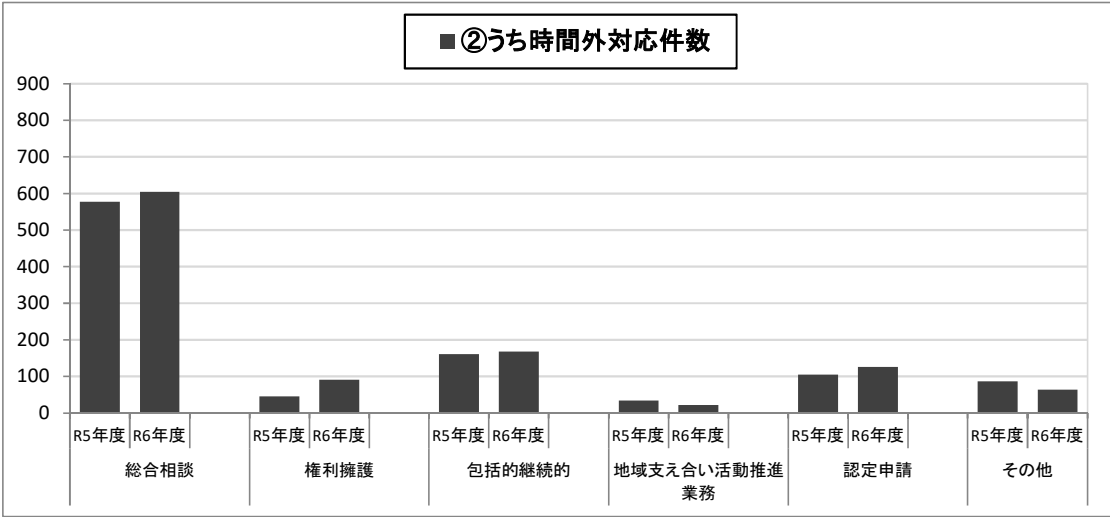
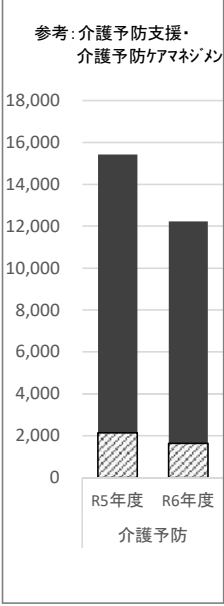
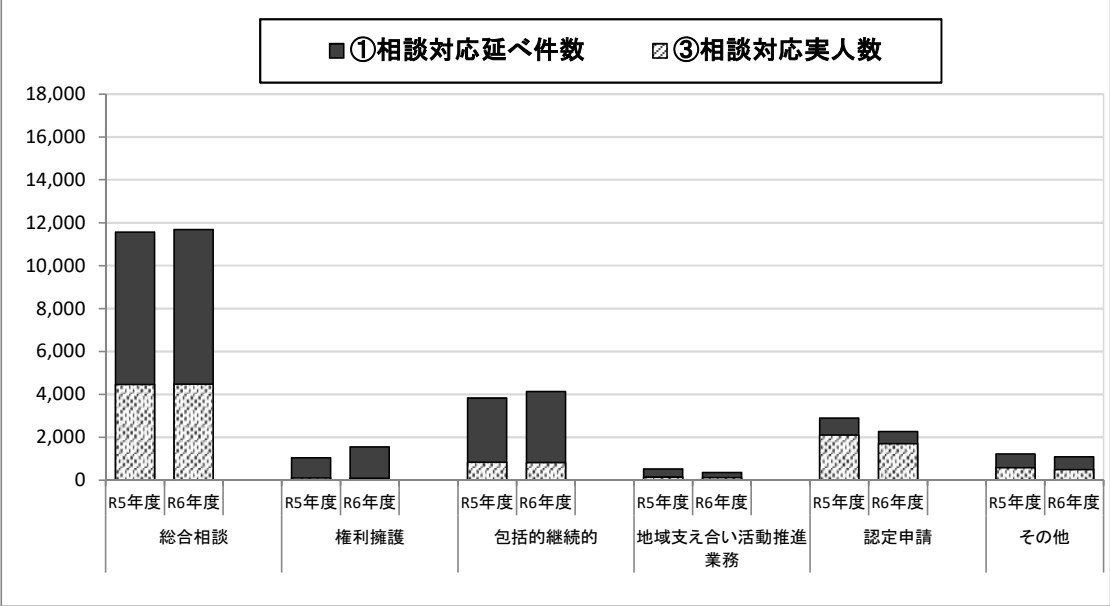
- (1) 令和6年度中央区地域包括支援センターの運営状況報告 . . . 資料1
 - ① 地域包括支援センター月別実績報告書
 - ② 地域ケア会議について
 - ③ 地域包括支援センターの連絡会等実施状況
- (2) 令和7年度中央区地域包括支援センターの事業計画書について . . . 資料2
- (3) 特定事業所へのサービス集中率について（非公開） . . . 資料3
- (4) 地域包括ケア充実のための事業目標（地域活動計画）（非公開） . . . 資料4

閉 会

「附属機関及び有識者会議に関する指針」（平成25年3月神戸市長決定）では、第7条が準用する「神戸市情報公開条例」の規定に基づいて、附属機関の公開義務とともに、限局的に非公開とすることができる。議題（3）（4）は「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」（第10条第1項第2号ア）、に該当するため非公開とする

令和6年度 実績報告書(中央区)

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント支援		地域支え 合い活動 推進業務	認定 申請	その 他	合計
	介護 相談	入所・ 退所 相談	認知症に 関する相 談	実態 把握	介護保険 外サービ ス	基本 チェック リスト		成年 後見 制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害	ケアマネ ジメント支援	困難 事例 対応				
電話	5,080	661	926	582	182	6	8,176	72	22	1,093	22	1,820	1,068	103	568	696	21,077
うち時間外対応	245	25	39	21	3	0	368	0	0	58	0	63	29	4	36	42	933
来所	1,137	110	236	72	166	53	3,688	9	1	77	3	212	134	17	746	169	3,510
うち時間外対応	92	9	15	2	25	4	20	0	1	14	0	12	10	0	43	13	260
訪問	856	72	247	611	95	46	3,432	21	0	90	6	259	280	135	879	137	7,166
うち時間外対応	31	3	9	32	1	5	150	0	0	6	0	11	19	3	36	7	313
その他	294	20	121	96	10	1	259	5	0	133	3	200	160	104	73	84	1,563
うち時間外対応	32	1	5	6	0	0	42	1	0	11	0	8	16	15	11	2	150
①相談対応延べ件数	7,367	863	1,530	1,361	453	106	12,235	107	23	1,393	34	2,491	1,642	359	2,266	1,086	33,316
前年度比	3%	-9%	-3%	1%	-11%	104%	-21%	-9%	-15%	62%	-6%	14%	0%	-31%	-22%	-10%	-9%
1圏域あたり(件)	1,052	123	219	194	65	15	1,748	15	3	199	5	356	235	51	324	155	4,759
②うち時間外対応件数	400	38	68	61	29	9	580	1	1	89	0	94	74	22	126	64	1,656
前年度比	16%	15%	-28%	-21%	4%	350%	-16%	-50%	-	117%	-100%	36%	-20%	-35%	20%	-26%	-3%
1圏域あたり(件)	57	5	10	9	4	1	83	0	0	13	0	13	11	3	18	9	237
③相談対応実人数	2,903	358	474	448	194	98	1,638	30	1	41	17	683	129	114	1,694	487	-
前年度比	3%	-14%	-3%	3%	-19%	109%	-23%	36%	-50%	-21%	-15%	-1%	-2%	-17%	-19%	-16%	-
1圏域あたり(人)	415	51	68	64	28	14	234	4	0	6	2	98	18	16	242	70	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	1	0	0	2
実人数	0	1	1	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	12,297 件	-3.5%	1,756.7 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	11 件	37.5%	1.6 件

4. 介護予防ケアマネジメント

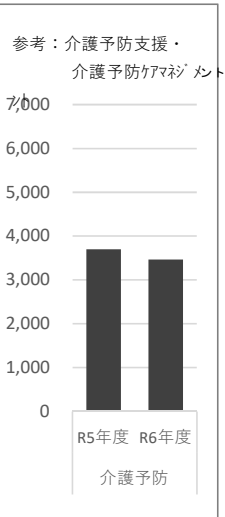
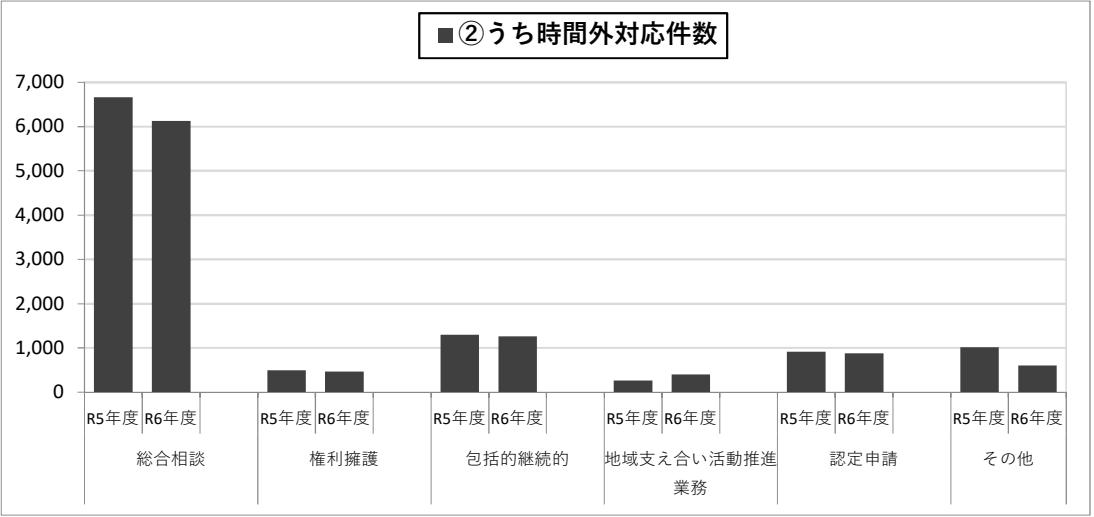
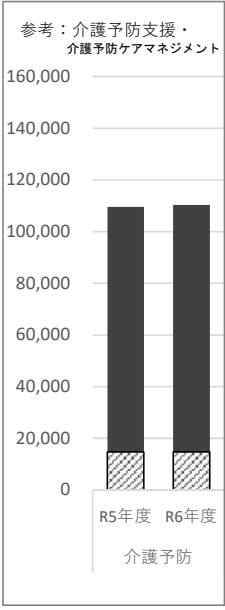
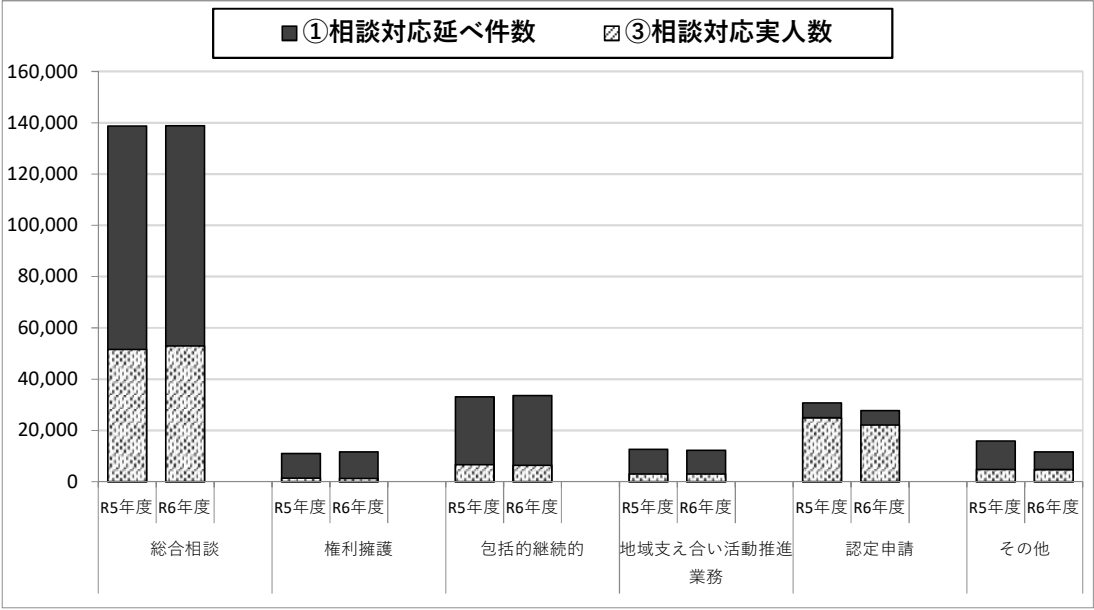
	モニタリング	サービス 担当者会議
回数	14,590	1,939

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	12 件	9.1%	1.7 件
	参加人数	287 人	-6.5%	41.0 人
	(内訳)協議体開催数	5 件	-16.7%	0.7 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	45 件	18.4%	6.4 件
	参加人数	141 人	31.8%	20.1 人
自センター主催の会議等	開催数	29 件	-21.6%	4.1 件
	参加人数	349 人	-26.8%	49.9 人
小地域支え合い連絡会	開催数	91 件	13.8%	13.0 件
	参加人数	1,106 人	32.3%	158.0 人
行政等主催の会議等	開催数	479 件	-7.2%	68.4 件
	参加職員数	558 人	-4.3%	79.7 人
地域主催の会議等	開催数	448 件	-16.9%	64.0 件
	参加職員数	788 人	9.1%	112.6 人
ケアマネ等研修会	開催数	41 件	115.8%	5.9 件
	参加人数	425 人	222.0%	60.7 人
介護リフレッシュ教室	開催数	33 件	-5.7%	4.7 件
	参加人数	238 人	-20.1%	34.0 人
運営推進会議	開催数	33 件	26.9%	4.7 件
	参加職員数	58 人	61.1%	8.3 人
研修	回数	117 件	19.4%	16.7 件
	受講職員数	159 人	33.6%	22.7 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	35 件	2.9%	5.0 件
	参加職員数	57 人	14.0%	8.1 人
他機関との連絡調整	件数	8,253 件	1.6%	1179.0 件

令和6年度 実績報告書(全市)

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント支援		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	55,575	7,314	14,109	8,060	2,316	110	73,975	928	191	5,641	311	13,614	10,235	2,243	4,619	6,668	205,909
うち時間外対応	2,529	211	603	348	64	3	2,517	17	1	240	14	354	474	63	151	385	7,974
来所	14,518	1,469	2,923	881	1,151	492	3,536	129	18	553	45	1,353	1,006	1,320	9,585	1,352	40,331
うち時間外対応	868	77	172	33	57	22	122	4	1	48	2	38	82	20	388	74	2,008
訪問	11,131	894	3,400	6,339	1,382	813	28,306	445	40	1,326	106	2,105	2,689	2,839	12,305	1,977	76,097
うち時間外対応	414	28	138	236	28	27	685	10	0	69	3	74	117	72	296	92	2,289
その他	2,369	435	1,439	1,082	620	17	4,474	194	25	1,691	67	1,275	1,336	5,882	1,214	1,690	23,810
うち時間外対応	124	11	79	41	11	0	141	3	1	54	3	60	63	245	43	55	934
①相談対応延べ件数	83,593	10,112	21,871	16,362	5,469	1,432	110,291	1,696	274	9,211	529	18,347	15,266	12,284	27,723	11,687	346,147
前年度比	4%	-2%	-3%	-14%	12%	17%	1%	0%	51%	7%	11%	-7%	14%	-3%	-10%	-26%	-1%
1圏域あたり(件)	1,072	130	280	210	70	18	1,414	22	4	118	7	235	196	157	355	150	4,438
②うち時間外対応件数	3,935	327	992	658	160	52	3,465	34	3	411	22	526	736	400	878	606	13,205
前年度比	-4%	-20%	-7%	-21%	-25%	6%	-6%	62%	-40%	-7%	0%	-17%	11%	50%	-4%	-41%	-8%
1圏域あたり(件)	50	4	13	8	2	1	44	0	0	5	0	7	9	5	11	8	169
③相談対応実人数	33,444	3,694	5,958	5,499	3,131	1,232	14,735	347	27	599	304	5,159	1,270	3,017	22,087	4,640	-
前年度比	5%	1%	-1%	-16%	23%	21%	0%	-11%	17%	-8%	20%	-5%	10%	2%	-11%	-4%	-
1圏域あたり(人)	429	47	76	71	40	16	189	4	0	8	4	66	16	39	283	59	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	40	22	17	0	1	80
実人数	18	22	17	0	1	58

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	294,136 件	6.3%	3,771.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	165 件	3.8%	2.1 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス 担当者会議
回数	229,564	29,349

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	175 件	-11.2%	2.2 件
	参加人数	3,570 人	-5.5%	45.8 人
	(内訳)協議体開催数	42 件	-34.4%	0.5 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	213 件	0.5%	2.7 件
	参加人数	747 人	9.7%	9.6 人
自センター主催の会議等	開催数	464 件	-4.7%	5.9 件
	参加人数	5,679 人	0.2%	72.8 人
小地域支え合い連絡会	開催数	712 件	2.6%	9.1 件
	参加人数	7,927 人	3.7%	101.6 人
行政等主催の会議等	開催数	3,478 件	-3.7%	44.6 件
	参加職員数	4,604 人	1.1%	59.0 人
地域主催の会議等	開催数	6,807 件	2.4%	87.3 件
	参加職員数	9,542 人	7.6%	122.3 人
ケアマネ等研修会	開催数	260 件	-1.9%	3.3 件
	参加人数	2,601 人	12.6%	33.3 人
介護リフレッシュ教室	開催数	411 件	-0.2%	5.3 件
	参加人数	3,006 人	-8.5%	38.5 人
運営推進会議	開催数	1,315 件	19.0%	16.9 件
	参加職員数	1,435 人	19.4%	18.4 人
研修	回数	1,606 件	2.8%	20.6 件
	受講職員数	2,673 人	6.2%	34.3 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,192 件	1.4%	15.3 件
	参加職員数	1,651 人	-9.2%	21.2 人
他機関との連絡調整	件数	70,073 件	1.4%	898.4 件

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困難事例対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害					
電話	396	33	57	26	19	0	1,104	2	0	2	0	44	1	0	24	1,788
うち時間外対応	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
来所	96	5	15	1	0	1	6	0	0	0	0	6	1	98	2	237
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	105	8	10	62	10	4	385	2	0	1	0	28	2	231	29	924
うち時間外対応	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
その他	6	0	1	0	0	0	17	0	0	0	0	3	26	2	2	60
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	603	46	83	89	29	5	1,512	4	0	3	0	81	30	331	57	3,009
うち時間外対応	26	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	28
実人数	407	41	64	67	27	5	1,274	4	0	3	0	39	29	331	50	2,460
うち新規人数	216	20	36	35	14	4	185	2	0	2	0	17	5	324	33	948

センター番号：	19
センター名：	新神戸あんしんすこやかセンター

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	49	対象人数	667
		回数	21	対象人数	276
緊急対応件数(事故対応等)		件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	120	3	117	20	0	0
	簡易型	12	0	12	1	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	201	6	195	65	0	0
モニタリング	回数	2,737	サービス担当者会議		回数		322

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	23
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ				
自センター主催の会議等	回数	1	参加人数	2
	会議数	1	参加人数	6
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	89
行政等主催の会議等	会議数	82	参加職員数	93
地域主催の会議等	会議数	47	参加職員数	50
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	82
介護リフレクシュ教室	開催数	4	参加人数	29
運営推進会議	開催数	7	参加職員数	25
研修	回数	13	受講職員数	22
	参加回数	5	参加職員数	17
住民主体活動の後方支援				
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,028		
	(内数)ケース検討会	開催数	4	

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害					
電話	1,801	376	237	50	43	1	1,295	5	22	738	2	654	54	246	70	5,708
うち時間外対応	114	19	21	4	0	0	60	0	0	43	0	33	3	21	4	329
来所	378	61	66	4	32	17	95	2	1	49	0	85	6	199	23	1,035
うち時間外対応	44	8	5	0	0	3	7	0	1	11	0	8	0	17	1	106
訪問	154	17	43	80	27	28	389	0	0	34	0	68	18	132	11	1,009
うち時間外対応	15	2	2	9	0	5	30	0	0	5	0	8	2	9	1	88
その他	125	14	49	2	2	1	38	1	0	93	0	57	7	9	4	408
うち時間外対応	11	0	0	2	0	0	2	1	0	9	0	7	0	0	0	33
合計	2,458	488	395	136	104	47	1,817	8	23	914	2	864	85	586	108	8,160
うち時間外対応	184	29	28	15	0	8	99	1	1	68	0	56	6	47	6	556
実人数	1,101	275	239	94	81	45	869	6	4	66	2	386	40	369	85	3,732
うち新規人数	872	203	177	47	61	45	354	6	1	12	2	244	47	342	72	2,505

センター番号：	20
センター名：	春日野あんしんすこやかセンター

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	1
実人数	0	1	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	114	対象人数	1,599
		回数	52	対象人数	699
緊急対応件数(事故対応等)		件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	99	4	95	44	4	0
	簡易型	17	3	14	4	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	261	6	255	121	5	2
モニタリング	回数	2,570	サービス担当者会議	回数	368		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	42
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	13	参加人数	28
	会議数	8	参加人数	91
自センター主催の会議等	開催数	12	参加人数	99
小地域支え合い連絡会	開催数	70	参加職員数	73
行政等主催の会議等	会議数	73	参加職員数	91
地域主催の会議等	開催数	7	参加人数	57
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	35
介護リフレクシュ教室	開催数	9	参加職員数	9
運営推進会議	回数	19	受講職員数	30
研修	参加回数	9	参加職員数	9
住民主体活動の後方支援	件数	2,068		
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	開催数	48		
(内数)ケース検討会				

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

センター番号:	21
センター名:	脳の浜あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包摂的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	384	3	114	33	29	0	1,343	0	0	19	1	567	94	0	0	155	2,742
うち訪問対応	15	0	8	0	2	0	27	0	0	0	0	17	5	0	0	11	85
来所	107	2	49	11	114	0	121	0	0	14	0	83	21	0	10	83	615
うち訪問対応	12	0	4	0	25	0	2	0	0	1	0	4	1	0	0	8	57
訪問	115	5	32	38	11	0	667	0	0	1	2	68	25	0	70	12	1,046
うち訪問対応	2	1	0	1	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	2	11
その他	15	0	2	30	2	0	56	0	0	5	0	121	58	27	0	0	316
うち訪問対応	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	2	0	0	8
合計	621	10	197	112	156	0	2,187	0	0	39	3	839	198	27	80	250	4,719
うち訪問対応	29	1	12	1	27	0	35	0	0	1	0	22	10	2	0	21	161
実人数	519	8	85	76	62	0	1,640	0	0	10	1	526	42	27	80	154	3,230
うち新規人数	476	7	37	42	37	0	187	0	0	3	1	166	14	2	80	107	1,159

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	50	対象人数	2,122
		回数	28	対象人数	1,274
緊急対応件数(事故対応等)		件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	27	0	27	5	3	2
	簡易型	3	0	3	0	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	142	2	140	40	19	0
モニタリング	回数	1,901	サービス担当者会議	回数			175

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	53
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1	
	地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数
	自センター主催の会議等	会議数	6	参加人数
	小地域支え合い連絡会	開催数	17	参加人数
	行政等主催の会議等	会議数	62	参加職員数
	地域主催の会議等	会議数	5	参加職員数
	ケアマネ等研修会	開催数	6	参加人数
	介護リフレクシュ教室	開催数	5	参加人数
	運営推進会議	開催数	0	参加職員数
	研修	回数	11	受講職員数
	住民主体活動の後方支援	参加回数	5	参加職員数
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整		件数	1,462	
	(内数)ケース検討会	開催数	1	

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包摂的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	635	48	62	124	7	0	222	16	0	47	3	95	135	9	140	200	1,743
うち時間外対応	37	2	6	13	0	0	11	0	0	7	0	6	9	0	7	9	107
来所	149	6	5	6	6	0	40	1	0	2	0	3	14	2	161	32	427
うち時間外対応	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	10	3	21
訪問	27	0	7	75	3	2	98	1	0	5	0	3	11	0	57	31	320
うち時間外対応	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	6	0	12
その他	30	5	11	17	2	0	15	2	0	25	0	13	30	35	35	22	242
うち時間外対応	9	1	5	3	0	0	2	0	0	1	0	1	3	12	4	0	41
合計	841	59	85	222	18	2	375	20	0	79	3	114	190	46	393	285	2,732
うち時間外対応	52	3	11	18	0	0	17	0	0	8	0	7	14	12	27	12	181
実人数	616	40	59	145	12	2	274	5	0	17	3	87	56	28	261	201	1,806
うち新規人数	397	30	42	59	11	2	183	3	0	10	3	48	20	16	244	90	1,158

センター番号：	22
センター名：	三宮あんしんすこやかセンター

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	1	0	1
実人数	0	0	1	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	41	対象人数	612
		回数	8	対象人数	104
緊急対応件数(事故対応等)		件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一 法人への委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	94	1	93	49	10	0
	簡易型	34	0	34	13	4	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	215	7	208	138	37	6
モニタリング	回数	1,088	サービス担当者会議	回数			145

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	27
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	8
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	11
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	94
行政等主催の会議等	会議数	70	参加職員数	82
地域主催の会議等	会議数	71	参加職員数	92
ケアマネ等研修会	開催数	6	参加人数	48
介護リフレクシュ教室	開催数	6	参加人数	30
運営推進会議	開催数	9	参加職員数	11
研修	回数	25	受講職員数	31
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	333		
(内数)ケース検討会	開催数	10		

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

センター番号:	23
センター名:	元町山手あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマネジ メント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	273	34	183	34	18	0	3,124	27	0	86	2	38	415	22	129	158	4,543
うち時間外対応	26	0	2	0	1	0	248	0	0	2	0	4	7	1	8	13	312
来所	72	5	34	2	2	0	57	3	0	2	0	2	41	0	89	14	323
うち時間外対応	15	1	4	0	0	0	10	0	0	2	0	0	7	0	15	1	55
訪問	102	10	81	89	4	3	1,538	11	0	8	0	11	177	40	173	46	2,293
うち時間外対応	10	0	7	17	1	0	108	0	0	0	0	0	17	1	19	4	184
その他	65	0	14	1	0	0	81	0	0	5	0	1	29	9	22	32	259
うち時間外対応	5	0	0	0	0	0	15	0	0	1	0	0	0	0	7	2	30
合計	512	49	312	126	24	3	4,800	41	0	101	2	52	662	71	413	250	7,418
うち時間外対応	56	1	13	17	2	0	381	0	0	5	0	4	31	2	49	20	581
実人数	389	45	253	95	22	3	3,671	34	0	66	2	42	311	68	387	176	5,564
うち新規人数	174	12	52	18	13	3	458	5	0	3	1	6	26	17	297	120	1,205

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	88	対象人数	2,451
	回数	35	対象人数	720
緊急対応件数(事故対応等)		件数	4	

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一 法人への委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	94	2	92	44	7	1
	簡易型	17	0	17	8	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	238	2	236	109	19	1
モニタリング	回数	2,221	サービス担当者会議	回数	332		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	31
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	参加人数	19
自センター主催の会議等	会議数	11	参加人数	122
小地域支え合い連絡会	開催数	22	参加人数	387
行政等主催の会議等	会議数	52	参加職員数	100
地域主催の会議等	会議数	82	参加職員数	339
ケアマネ等研修会	開催数	5	参加人数	74
介護リフレクシュ教室	開催数	5	参加人数	41
運営推進会議	開催数	3	参加職員数	8
研修	回数	14	受講職員数	16
住民主体活動の後方支援	参加回数	4	参加職員数	10
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,248		
(内数)ケース検討会	開催数	5		

センター番号:	24
センター名:	ハーバーランドあんしんすこやかセンター

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援							介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困難事例対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト			成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害					
電話	647	49	69	80	16	1	294	2	0	0	49	1	52	14	11	44	1,377
うち時間外対応	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
来所	136	17	15	3	0	4	7	0	0	0	0	0	3	1	94	6	286
うち時間外対応	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
訪問	152	11	30	60	16	2	78	2	0	0	17	0	6	37	103	6	526
うち時間外対応	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
その他	19	0	34	28	2	0	7	2	0	0	3	3	3	2	3	1	107
うち時間外対応	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	954	77	148	171	34	7	386	6	0	0	69	4	64	52	211	57	2,296
うち時間外対応	8	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12
実人数	683	52	92	105	30	6	199	4	0	0	28	4	30	40	209	43	1,531
うち新規人数	332	22	45	36	17	6	99	4	0	0	5	4	18	16	192	28	826

2. 苦情件数（再掲）

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	(内数)介護予防普及及啓発に該当するもの	回数	107	対象人数	1,919
		回数	76	対象人数	1,173
	緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	76	3	73	14	0	1
	簡易型	15	2	13	7	0	1
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	137	3	134	35	0	0
モニタリング	回数	1,975	サービス担当者会議		回数		272

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	開催数	2	参加人数	53
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	回数	5	参加人数	14
	会議数	会議数	1	参加人数	19
自センター主催の会議等	開催数	開催数	9	参加人数	60
小地域支え合い連絡会	会議数	会議数	66	参加職員数	67
行政等主催の会議等	会議数	会議数	111	参加職員数	126
地域主催の会議等	開催数	開催数	8	参加人数	51
ケアマネ等研修会	開催数	開催数	4	参加人数	28
介護リフレクシュ教室	開催数	開催数	0	参加職員数	0
運営推進会議	研修	回数	22	受講職員数	32
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加回数	5	参加職員数	5
	個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	529		
(内数)ケース検討会		開催数	4		

月別実績報告書 その1

令和6年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援							介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困難事例対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト			成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害					
電話	944	118	204	235	50	4	794		20	0	152	13	334	218	42	45	3,176
うち訪問対応	24	4	2	4	0	0	22		0	0	6	0	3	1	0	5	71
来所	199	14	52	45	12	31	42		3	0	10	3	30	35	95	9	587
うち訪問対応	12	0	2	1	0	0	1		0	0	0	0	0	0	1	0	17
訪問	201	21	44	207	24	7	277		5	0	24	4	56	25	113	2	1,048
うち訪問対応	2	0	0	2	0	0	3		0	0	1	0	2	1	1	0	12
その他	34	1	10	18	2	0	45		0	0	2	0	2	32	2	23	171
うち訪問対応	7	0	0	0	0	0	21		0	0	0	0	0	9	0	0	37
合計	1,378	154	310	505	88	42	1,158		28	0	188	20	422	310	252	79	4,982
うち訪問対応	45	4	4	7	0	0	47		0	0	7	0	5	11	2	5	137
実人数	666	85	159	327	51	38	427		13	0	40	6	217	77	225	53	2,429
うち新規人数	436	64	85	211	41	38	172		10	0	6	6	146	30	215	37	1,508

センター番号：	25
センター名：	港島あんしんすこやかセンター

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	522	対象人数	2,927
	回数	497	対象人数	2,777
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	36	0	36	13	2	0
	簡易型	45	1	44	10	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0	0		
予防給付	介護予防支援	202	4	198	62	11	1
モニタリング	回数	2,098	サービス担当者会議	回数			325

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	58
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	15	参加人数	61
	会議数	1	参加人数	31
自センター主催の会議等	開催数	13	参加人数	165
小地域支え合い連絡会	会議数	77	参加職員数	77
行政等主催の会議等	会議数	59	参加職員数	72
地域主催の会議等	開催数	5	参加人数	82
ケアマネ等研修会	開催数	5	参加人数	57
介護リフレクシュ教室	開催数	5	参加職員数	5
運営推進会議	回数	13	受講職員数	17
研修	参加回数	7	参加職員数	7
住民主体活動の後方支援	件数	585		
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	開催数	18		
(内数)ケース検討会				

令和6年度地域ケア会議について

1. 概要

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。高齢者や家族が住み慣れた地域で安心していつまでも住み続けられるように、1人では解決できない課題を地域で解決する場である。

区保健福祉課またはあんしんすこやかセンターが主催し、地域住民、福祉・医療関係者などが出席している。

2. 地域ケア会議の実績

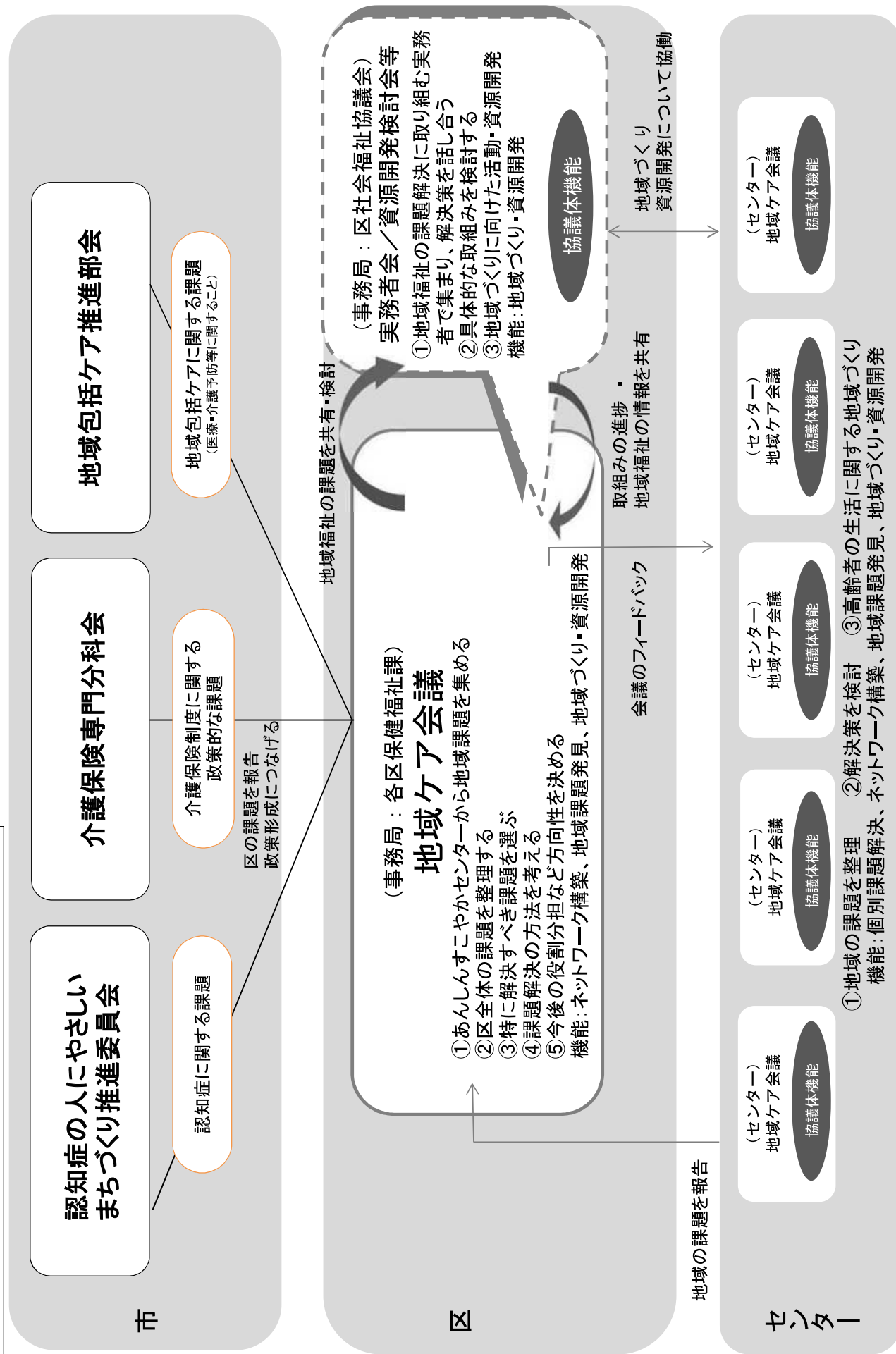
①区地域ケア会議

	テーマ	開催日	参加人数
区地域ケア会議	地域住民の見守り活動・体制の支援～新たな支援者の発掘と養成～	2月21日	23人

②センター圏域別地域ケア会議

センター名	テーマ	開催日	参加人数
新神戸	外国人高齢者の支援	3月6日	18人
春日野	男性が参加できる集いの場に必要なこと	9月24日	24人
脇の浜	今後圏域内で増加する可能性がある事例（高齢・独居・認知症事例）について検討	10月31日	37人
	出来る事一覧の活用方法について・今後の地域ケア会議の課題について	2月20日	23人
三宮	「住民も専門職もみんなで支え合う地域」「全世代型の地域づくり」を推進する	6月20日	23人
元町山手	見守りの連携、情報の共有について	7月20日	37人
ハーバーランド	地域で暮らす認知症のある高齢者、支える家族の支援について～地域・事業所ができること～	8月27日	35人
	高齢者の情報が適切に管理・共有されるためにできること	11月30日	18人
港島	「緊急対応支援時の意向確認書」の活用方法の共有とルール化	6月14日	15人
	「緊急対応支援時の意向確認書」を活用したネットワーク構築	3月24日	43人

(令和2年度～) 地域ケア会議と協議体の関係図



令和6年度あんしんすこやかセンター連絡会 実施状況

開催日	内容	出席者
4月5日	職員紹介、センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、情報提供・その他	社会福祉士等
5月10日	中央区保健福祉課の地区・業務分担について、センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、情報提供・その他	保健師看護師等
6月7日	オレンジチームより情報提供、医療介護サポートセンターより情報提供、センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、情報提供・その他	主任介護支援専門員等
7月5日	センター年間計画の共有、センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、情報提供・その他	地域支え合い推進員等
8月2日	令和6年度地域活動計画の共有、センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、情報提供・その他	社会福祉士等
9月6日	センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、情報提供・その他	保健師看護師等
10月4日	赤い羽根共同募金について、フレイル改善通所サービス拡充について、第1回区代表者会の報告、センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、あんしんセット配布について、情報提供・その他	主任介護支援専門員等
11月1日	センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、区地域ケア会議について、情報提供・その他	地域支え合い推進員等
12月6日	中央市民病院出張患者教室のご案内、センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、情報提供・その他	社会福祉士等
1月10日	センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、情報提供・その他	保健師看護師等
2月7日	地域活動計画進捗状況の共有（センター・区社会福祉協議会）、第2回区代表者会の報告、センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、情報提供・その他	主任介護支援専門員等
3月7日	令和7年度のセンター連絡会について、センター活動報告、職種別連絡会の情報共有、情報提供・その他	地域支え合い推進員等

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 19

あんしんすこやかセンター名： 新神戸あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 中筋 士朗

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

- ・運営時間は原則として月曜日から土曜日の午前 9 時～午後 6 時とし、祝日も運営し、利用者やその家族からの相談対応および各サービス提供事業所からの連絡対応をおこなう。
- ・日曜日と年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）の休日等あんしんすこやかセンターの運営時間外やあんしんすこやかセンター職員不在時の対応は、併設の特別養護老人ホームおよび居宅支援事業所設置の総合窓口でおこない、緊急連絡が必要な場合は、あんしんすこやかセンターの携帯電話にて対応している。運営管理者が携帯電話を常時携帯する。

2. 職員の配置について

- | | |
|--------------------|-----|
| ・主任介護支援専門員 | 2 名 |
| ・保健師（看護師） | 1 名 |
| ・社会福祉士 | 1 名 |
| ・地域支え合い推進員 | 2 名 |
| ・その他の職員（介護予防プランナー） | 2 名 |
| ・事務補助職員（法人兼務） | 1 名 |

職員の不足に対応するため法人の加配職員を配置して、業務に支障が出ないようにする。

3. 総合相談支援業務について

- ・日曜日と年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）以外は、祝日も午前 9 時～午後 6 時まで相談支援業務をおこなう。
- ・相談対応は、電話や来所の他、訪問等で行う。地域の通いの場などで相談窓口であることを周知する。相談者やその家族に対して介護情報を提供し、介護認定申請の代行手続き、および地域のインフォーマルサービスなどにつなげる。精神保健福祉士資格を持つ職員を配置し、増加する認知症を含む精神疾患の相談対応にも力を入れ、相談者本人を中心に家族への支援も行う。

4. 権利擁護業務について

- ・地域の高齢者が安心して生活ができ、行政をはじめとする関係機関と連絡・連携をとり、必要時迅速な対応ができる支援体制をつくる。
- ・権利擁護支援が必要なケースを早期に発見することが出来るように情報収集をする。
- ・小地域連絡会や給食会・喫茶会などの集いの場や地域福祉センターなど高齢者が集まる場所

で、虐待防止や特殊詐欺に関する情報提供や啓発活動を継続しておこなう。

- ・虐待防止研修を受講し、虐待防止に関するあんしんすこやかセンター職員の理解を深める。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・圏域内の居宅支援事業所の介護支援専門員等からの個別の相談対応以外に、中央区ケアマネジャー連絡会での情報提供や勉強会などの支援をおこなう。

・介護支援専門員、サービス事業者が困難事例などの相談を受けた際に、協力して一緒に対応ができる体制・関係を維持し、必要な場合は、地域ケア会議での地域課題として取り上げ、解決方法を話し合い、高齢者が住み慣れた場所で生活するための包括的ケアマネジメント及びネットワークの構築ができるように働きかける。そのため地域情報や最新の介護情報、サービス提供事業所情報等を提供し共有を図る。

・介護支援専門員の心理的負担を軽減するために公認心理師資格を持つ主任介護支援専門員を配置し、適切なスーパーバイズを行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・民生委員、地域住民、医療機関、介護事業所等と連携をとり、介護予防が必要な高齢者の把握に努める。高齢者が、目標をもって介護予防・認知症予防・フレイル予防に取り組み、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、給食会や喫茶会、高齢者のつどえる場所等の地域資源の利用を自立支援型の介護サービスや計画の提供と作成を行う。そのために、居宅支援事業所のケアマネジャーや各事業所相談員・サービス提供責任者等にも情報を提供し、連携して介護予防マネジメントを行う。介護保険サービスで賄えない部分は、地域の社会資源を活用できるように、情報提供とケアプラン作成時のアセスメントをおこない、自立支援型のケアプラン作成をする。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・民生委員・児童委員協議会、友愛訪問ボランティアや自治会、ふれあいのまちづくり協議会等の他、高齢者見守り事業協力事業所等の関係機関と連携・連絡をとりながら、高齢者の見守り活動を継続する。認知症サポーター店の他、地域の金融機関、薬局、不動産事業所等を始めとする各種事業所や集合住宅管理人室等、高齢者が関係する場所に介護情報等を提供し、地域で高齢者を支えるネットワークの一端を担って頂くように働きかけを継続する。
- ・地域で開催されている給食会に継続的に参加し、地域の支援者をサポートしていく。具体的には、コミュニティの支援として法人内の講師を派遣しての音楽療法教室やフレイル予防の体操教室を実施する。要請に応じて、圏域内の各地域とも年に数回ずつ、協力して実施していく。
- ・地域住民に対して、介護予防やフレイル予防の啓発をして、地域が一体となってこれらの予防活動に取り組む自主活動が生まれるように働きかける。地域の様々な関係機関、NPO、各種活動グループ等に働きかけ、新たな担い手を見つけ、育てることの支援・推進活動に取り組み、地域住民が主体のつどいの場を立ち上げることを支援する。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症サポーターのいる店舗・事業所との連携を進め、協力店を増やして安心して暮らせ

る街づくりを支援する。

- ・ 認知症や地域ケアに関する情報提供や研修会開催などで、広報・啓発をする。また、介護リフレッシュ教室を開催し、家族間のネットワークができるように支援するほか、圏域内の各種事業所等に開催場所を借りて実施することで、新たなネットワークが構築できるように繋げていく。
- ・ 認知症に関する相談に対応するために、精神保健福祉士を持つ職員の配置や、センター職員全員が認知症相談対応とチームでの対応ができるようにする。
- ・ 認知症に関する相談内容で、必要な場合は「認知症神戸モデル」の利用案内を勧める。
- ・ 圏域内で認知症の方への声掛け訓練を継続実施する。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・ 毎月開催される各地区の民児協定例会にはあんしんすこやかセンター職員が出席参加するほか、給食会、地域の諸行事などに参加、小地域見守り連絡会や地域ケア会議等を開催する等、ネットワーク構築を図る。
- ・ 民生委員の高齢者に関する連絡には迅速に対応し、実態把握や安否確認のための訪問等をおこなう。

10. 医療機関との連携について

- ・ 圏域内の医療機関、地域医療連携室、薬局を定期的（月1回）に訪問し、介護情報や地域情報等を提供し、地域ケア会議開催時は出席依頼ができる関係づくりを継続する。
- ・ 医療・介護の多職種連携の研修会・勉強会に出席参加する。
- ・ 医師や薬剤師とケアマネジャー、サービス事業者間のネットワークを構築する連絡会や医療に関する勉強会などの機会を持つことができるよう働きかける。

11. その他関係機関との連携について

- ・ 友愛訪問ボランティア、ふれあいのまちづくり協議会や婦人会、老人会、自治会等、地域の高齢者を支える関係者とのネットワーク構築を図る。地域住民との顔の見えるつながりづくりを継続し、すすめていく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・ 常に公正中立な立場を保ち、相談対応に当たる。必要場合は専門の相談機関や窓口を紹介する。また、そのための各種相談機関・窓口の情報収集をする。
- ・ 利用者が自分の生活を選択・決定できるように、各関係機関やサービスを紹介する。そのため、事業所や関係機関、地域資源などに関する情報収集をする。
- ・ 相談内容、特に困難事例などについて、毎朝のあんしんすこやかセンター職員のミーティング時に情報の共有や意見交換などを行い、公正かつ中立な相談業務が遂行できるように取り組む。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 20

あんしんすこやかセンター名：春日野あんしんすこやかセンター

運営管理者名：橋本 弘子

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・日曜・年末年始（12月30日～1月3日）を除き、4職種が交代で当番を決め、専門職として電話や来所者の相談対応ができる体制をとり、必要に応じて訪問し相談の対応を行う。
- ・24時間体制については、職員の就労時間外である夜間（17：30～9：00）及び日曜日・年末年始（終日）、災害で出勤困難な場合は夜間専用の携帯電話を職員が交代で持って電話対応を行い、必要に応じて運営管理者・担当職員へ連絡する体制を取る。

2. 職員の配置について

- ・4職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支えあい推進員）が常時配置されており、お互いが適切に連携しあうことで色々な視点・豊富な知識で対応できる体制を整える。
- ・介護予防ケアマネジメントでは上記の4職種が兼務を行うほか、介護予防ケアマネジャー2名を配置している。
- ・シルバーハウジングではLSAを1名配置し、見守りを兼ねた相談対応に努めている。

3. 総合相談支援業務について

- ・センター職員が常に住民からの相談に対応ができるよう朝礼でその日の業務内容をお互い明確にし、センター職員が業務中不在とならないよう連携・調整を図る。
- ・相談対応時は専門用語を使わないようにし、相手の反応を見ながら理解できる言葉を選んでゆっくりと説明をするようにし、自己決定を尊重しつつインフォーマルを含む必要な情報提供を行う。
- ・相談内容については朝礼や会議等、適宜情報共有をおこない、緊急性の判断や対応方法についての確な対応が出来るようにする。必要に応じて区に連絡・相談を行う。
- ・総合相談の内容を統計化することで、地域・年齢・疾患、相談内容別にデータの視覚化を図る。そこから見えてくる地域課題を把握することで予防的啓発活動を行う体制を整える。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者虐待通報相談があった際は、4職種で情報共有を行い、「神戸市高齢者虐待対応の手引き」に沿って、適切に対応を行っていく。また、関係機関とも連携を行いながら、高齢者虐待解消に向けて、対応を行っていく。
- ・認知症進行などで不適切な介護状態が継続し、高齢者虐待となることが多い。高齢者虐待とならないように早期の段階で発見し、対応、支援ができるよう民生委員や地域住民、医療関係者、

介護事業所など幅広く地域に関係する方に対して、相談先であるあんしんすこやかセンターの周知を行い、高齢者虐待予防啓発を行っていく。

- ・高齢者虐待終結後のふり返しを行うことにより、あんしんすこやかセンター職員の対応を客観的、冷静に見直すことができる。そのことにより、あんしんすこやかセンター職員の対応力向上につながる為、高齢者虐待事例終了後のふり返し事例検討会議や、施設内研修を実施していく。
- ・高齢者本人や地域住民にも幅広く成年後見制度について知ってもらえるよう啓発を行っていく。また、相談があった場合は、成年後見制度の必要性の確認・説明を行い、関係機関へつなぐ支援を行う。
- ・あんしんすこやかセンターに相談があった事例や警察、神戸市からの消費者被害事例などをもとにチラシ作成し、高齢者や地域住民、介護事業所に対して配布し、早期に注意喚起を行い、被害防止に努める。また、被害にあった方には、家族や警察へ相談、業者との連絡支援、消費者センターへ連絡、クーリングオフの方法などの支援を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内の要支援認定を受けたサービス利用者に対して介護予防の視点でケアプランが作成できるように委託居宅介護支援事業所（介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所含む）と連携を図り、社会資源等の情報提供やアドバイスを行う。
- ・居宅介護支援事業所や地域から支援方法の相談に適切な支援が出来るように、研修等に参加しセンター職員のスキル向上に努める。
- ・介護支援専門員が抱える困難ケースの相談を単なる個別ケースとせず、地域課題として積み重ねる。必要に応じて地域ケア会議を開催し、地域・医療・介護で課題解決のための協働、質の高いケアマネジメントを目指す。
- ・圏域ケアマネ連絡会を開催し、圏域内の介護支援専門員同士がお互いに連携・相談ができる関係を構築する。また、タイムリーな情報共有により介護支援専門員の資質の向上を図る。
- ・年度初めに圏域居宅介護支援事業所に対してセンター主催の地域ケア会議・ケアマネ連絡会・介護リフレッシュ教室などの開催計画を示し、地域や多職種との顔つなぎの場に参加ができる体制を整える。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・総合相談の統計や地区特性を考慮した上で、地域の集いの場などで医療機関や他機関などの専門職種と連携し、介護予防・フレイル予防・重度化予防に向けて取り組める機会を作る。
- ・相談時に、自主グループなどの集い場・地域拠点型一般介護予防事業・KOBE シニアポイント・フレイル予防事業・フレイル改善通所サービスなどを提案し、地域活動に参加できるように支援する。
- ・事業対象者や要支援者に対する介護予防ケアマネジメントでは 4 職種と介護予防ケアマネジャー 2 名を加配し、相談依頼に対して速やかに対応出来る体制を確保する。居宅介護支援事業所とも連携し、適宜委託担当の依頼を行う。
- ・フレイル予防の必要はあるが自覚していない高齢者の発掘を行うために地域に出向いて基本チェックリストを行い、自身でフレイル改善に向けて行動ができるように促す。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・給食会等の地域行事に参加し、支援者と顔の見える関係づくりを行うとともに地域の現状や課題の把握に努める。
- ・地域の現状及び前年度の地域別相談内容の統計をもとに、地域に適したタイムリーな情報提供を計画的に行う。
- ・集いの場の支援者と定期的に話をする機会を持ち、運営する上で困っていることがあれば助言、ねぎらいを行い、継続的に運営・支援ができるように後方支援を行っていく。
- ・民生委員等からの相談を受け、安否確認や見守り訪問を継続し、インフォーマルサービス等も検討しながら本人の力を引き出す支援を行う。
- ・単身高齢者数の多い復興住宅及び周辺地域への見守りの支援のため、定期的に連絡会を開催し、地域の見守り支援活動の後方支援・相談支援を行う。
- ・新たな集いの場の発足の相談があったときには助成制度の情報提供を行い、開催に向けて後方支援を行う。
- ・地域に出向いた際に地域住民へ広報、啓発を通して、困り事などの相談を受け、安心して相談ができる関係づくりを行う。
- ・給食会やつどいの場等に参加されていない方へも必要な情報提供が行えるよう、病院や薬局、店舗にチラシを配布する。また、民生委員等の各支援者へ見守り対象者への情報提供の依頼協力や、掲示板での広報を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・地域の集いの場や会議等の場において、認知症及び認知症予防等に関する啓発・広報を意識的に行っていく。
- ・認知症当事者・介護者等の対象者に対し、介護リフレッシュ教室、高齢者安心登録制度、神戸モデル（認知機能検診）、K O B E みまもりヘルパーなどの情報提供を行い、介護負担軽減を図る。
- ・認知症の相談を受けた時には本人、家族の実態把握を行い、医療機関や必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携し、早期対応を心がける。
- ・金融機関や郵便局と意見交換の場を作り、認知症の方の行動で困っていることや対応方法について情報共有を行う。またセンターは認知症で生活が困難になった方を必要な支援者につなぐ役割があることを共有し、早期相談の啓発を行っていく。
- ・店舗が集まる商店街にて認知症高齢者声掛け訓練をすることで、認知症疾患について理解、対応方法を学び、必要時センターに相談する流れを作る。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・支え合い推進員を中心に、各センター職員も小地域連絡会や給食会等へ参加することで相談しやすい関係を作り、日頃から高齢者見守り活動の連携、情報交換が円滑に行えるように努める。
- ・小地域連絡会では地域で気になっている人、対応方法で悩んでいる事、地域の課題等について確認する場とし、地域と一丸となって地域住民の支援が行えるように連携を図る。

10. 医療機関との連携について

- ・病院の地域医療連携室等と連携し、入院情報シートを利用しながら入退院に関する調整を密に行い、切れ目のない介護・医療の支援を行っていく。

- ・認知症、精神疾患を抱える方やフレイルの相談が増加傾向にあるため、タイミングを計りながら必要な医療機関に繋げる体制を整えていく。
- ・医師、歯科医師、薬剤師との連携を図り、在宅で医療の必要な高齢者に対応できるよう連携を図る。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・相談や情報提供があった時には速やかに実態把握を行い、必要に応じて地域住民や医療機関・行政・その他関係機関と連携し、介護予防の視点を持って必要なサービスに繋がるように支援していく。
- ・「集いの場を支援する団体」と連携を図り、地域の高齢者の居場所を確保していくために情報共有・後方支援を行う。また参加者が増えるよう地域に啓発を行っていく。
- ・警察、消防、市営住宅やマンション管理会社、大家等と個人情報保護下で情報共有を行い、お互い連携をしながら見守り対応を行う。
- ・新聞配達や宅配弁当、銀行等協力事業者からの通報に対応し、利用者の安否確認を速やかに行う。
- ・保健福祉課、生活支援課、地域協働課、社会福祉協議会、障害者支援センター等と連携を図り、様々な視点で地域高齢者の介護予防、権利擁護、認知症対応等の支援が行えるよう情報共有を行いながら多機関で役割分担を行う。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

相談者が居宅介護支援事業所やサービス事業所、サービス内容を自身で選択できるよう、ホームページ等を活用し複数の情報の提供に努める。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：21

あんしんすこやかセンター名：協の浜あんしんすこやかセンター

運営管理者名：田中 智明

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 下線は重点目標

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

訪問等で外出する場合は、センター職員内で調整又は携帯電話の活用によりスムーズに地域の相談に対応します。月曜日から土曜日については、電話・相談の対応を終日行い、休業日（日曜日・祝日・年末年始）及び営業時間外（17:45～翌日 9:00）の相談においても、日直・当直職員より担当者へ連絡できる体制を24時間整えています。

2. 職員の配置について

看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員に加え、LSA・事務員を配置しています。お互い緊密に連絡を取り合って連携を強化し業務を遂行します。

3. 総合相談支援業務について

地域ネットワークを通じ本人・家族・近隣住民の相談窓口となり、様々な相談・連絡を受け付けます。支援を必要とする高齢者の状況把握に努め、必要に応じて介護保険の申請や地域行事の紹介等を行い地域の高齢者が住みなれた地域で安心して生活していけるように、適切なサービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

4. 権利擁護業務について

高齢者が地域生活を継続するうえで困難等を抱えた場合、家族・地域住民・民生委員・介護支援専門員・行政等と協力体制を整え、権利擁護の視点に基づき関与します。地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等に必要なサービスや機関につなぎ、地域で尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう支援します。又高齢者が消費者被害に合わないよう各専門職と連携を取りながら継続性を持って地域行事等で啓発活動を行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

インフォーマルの様々な社会資源が活用できるように、圏域の資源マップを定期的に情報更新し、介護支援専門員等に情報提供を行います。また、医療機関・地域のサービス事業所・地域の関係機関等と連携し、協力体制を構築すると共に地域ケア会議に繋げ困難事例の検討、地域課題の抽出、共有に取り組んで行き、新たな社会資源の発掘に努めます。又、地域の介護支援専門員に対して日常業務の円滑な実施及びケアマネジメントの質の向上を支援する為、連絡会等を通して相談・助言・支援・情報提供等を行います。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域行事や集いの場でフレイルチェックを行い、結果をフィードバックします。その後、地域行事（食育教室やビデオ体操・頭の体操等）の情報提供を行い、地域資源に繋がっていきます。また、地域行事等に参加されていない方については、日々の活動を通じて関係機関と連携を図り、情報共有を行う事で介護予防等の地域課題を抽出し解決出来るよう検討を行っていきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民の方が、安心して日常生活を送ることが出来るよう地域のニーズや社会資源を把握し必要に応じて区社会福祉協議会との協議を行います。また、地域にある社会資源を地域住民の方や圏域にかかわりのある事業所（ケアマネジャー・薬局・病院等）に対しても資源マップ等を通じて情報提供を行います。

8. 認知症に関する取り組みについて

老々世帯や独居の方が少しでも長く住み慣れた圏域で生活が続けられるよう、認知症について、安心登録制度や神戸モデルの広報啓発を地域行事等で行います。住民の方と調整し認知症サポーター養成講座を継続開催します。地域で柔軟な対応が行えるよう声掛け訓練を圏域で開催し、認知症の知識や対応技術の向上に取り組みます。
キッズサポーター養成講座については、今年度は児童館で開催出来るよう調整していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生児童委員協議会の定期的会議への参加、ふれあいのまちづくり協議会・友愛訪問グループ・ボランティアグループとの支援者連絡会で情報共有を行い、認知症や防災・高齢者虐待・消費者被害等についての情報提供を行い地域との連携を深めて行きます。ふれあいのまちづくり協議会・各自治会・区社会福祉協議会等が行う地域行事へ参加し協力します。

10. 医療機関との連携について

主治医や地域の医療機関と連携を図り、地域包括支援システムを構築すると共に関係者が容易に情報交換や共有ができるような環境作りに努めます。また定期的に圏域内の病院・薬局等を訪問することや地域ケア会議に定期的に参加して頂くことにより顔の見える関係づくりを継続して行います。医師・歯科医師・薬剤師・医療ソーシャルワーカーとのさらなる連携強化に努め困難事例に関しては必要に応じて地域ケア会議を開催していきます。

11. その他関係機関との連携について

ふれあいのまちづくり協議会・自治会・民生委員・老人会・ボランティア団体や認知症サポーター店等と地域の会議や定期的な訪問等で連携を図り、地域の高齢者が安心して暮らせる見守り体制の強化を目指します。区保健福祉課・区社会福祉協議会との情報交換や連携に努め、地域でのネットワークの強化を目指し地域と事業所の関係が密になるような地域ケア会議を開催します。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ①センター事業の人員・設備及び運営に関する基準を守ります。
- ②利用者・事業者への適切な情報を提供します。
- ③適切な情報提供に基づく利用者の意志決定を尊重します。
- ④適切な介護予防ケアマネジメントを確保します。
- ⑤公平公正な介護予防ケアマネジメントを提供・支援します。
- ⑥介護保険制度・総合事業についての理解に努めます。
- ⑦個人情報の保護に努めます。

上記をふまえ、高齢者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正かつ中立性を確保します

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 22

あんしんすこやかセンター名： 三宮あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 秋田 知宏

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 下線部分は重点目標

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

年末年始を除き、祝日を含む月曜日から金曜日の9:00～17:00、土曜日9:00～12:00の窓口開設時間は4職種のうち1名は窓口で対応できるようシフトを組みます。夜間・土曜日午後、日曜日の窓口開設時間外は、4職種が持ち回りで携帯電話への転送対応を行います。また、その場合職員が所持している携帯電話を活用し、担当者に連絡を取ることで、スムーズに相談に応じ、緊急事態に対応します。

2. 職員の配置について

資格・職歴など運営要綱の条件を満たし地域包括支援センター業務に適した保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を各1名配置と、昨年度に引き続き圏域内高齢者数は6,000人超である為、合計4.5名の配置を行います。職員間の情報共有を密にし、相談内容やケース記録を共有することで、主担当者が不在の場合でも他の職員が迅速に対応できる環境を整えます。

経験の浅い職員に対しては、OJTや各種研修の参加などを通じ、職員の資質向上のための取り組みを積極的に行います。チームアプローチを重視し、職員が継続して勤務できる環境を整えます。

3. 総合相談支援業務について

相談内容や状況が複雑化し、福祉・介護に加えて法律関係の相談も増加しているため、センターだけでの対応が困難となっています。このため、多機関・多職種連携を制度化・構造化・標準化する必要があります。センターの相談機能向上と相談から解決までの期間短縮を目指し、新しいアプローチを模索します。総合相談支援をより効果的に行うために、多機関・多職種連携やデータ駆動のアプローチを模索し、地域全体の福祉向上に寄与することを目指します。

4. 権利擁護業務について

地域の高齢者が、尊厳ある生活を維持し、安心して暮らしていくことができるように、地域の方々と介護サービス事業所等と連携し、虐待、消費者被害、認知症による生活困難などの事例を早期に発見するように努めます（介護サービス事業者等には早期発見、早期の相談通報を啓発します）。また、神戸市や適切な機関に相談し、連携をとりながら成年後見制度、権利擁護事業の利用や緊急の施設利用などを支援します。

地域行事等での消費者被害に対する注意喚起や情報提供の実施、センターが虐待の相談窓口であることの広報啓発にも努めます。

個別の課題解決と他ケースにも適用可能なシステムの構築を進め、地域のニーズに応えるための体制づくりに努めます。具体的には、地域ケア会議を開催し、集いの場づくりを通じて、高齢者やその家族が気軽に立ち寄れて相談しやすい仕組みの構築を進めると、支援者も気軽に立ち寄って相談や情報共有ができる場、高齢者虐待の勉強会等も開催し、個別ケースの対応に活かせるノウハウがある場にしていきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域のケアマネジャーからの相談に応じると共に、ケアマネジャーが利用者を支援していく時に必要な後方支援を行います。状況に応じて個別ケースの地域ケア会議を開催し、地域で利用者を支えていけるようネットワーク形成を図ります。

圏域内のケアマネジャーとの連絡会・勉強会を企画し連携を強化するとともに、圏域内のケアマネジャーが新しい情報や知識を得られるよう支援します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の理念に沿って、地域の高齢者がその人らしく生活できるように自立を支援します。このため、事業対象者・要支援者に対しては明確な目標を持った意欲を引き出すケアマネジメントを行い、ご本人の能力の維持・向上に努めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生活できるような地域づくりを行えるよう、地域住民や多機関と協働して地域支え合い活動の推進、コミュニティ作りの支援に努めます。

また、居場所の数が増えることで、地域の高齢者が介護予防の機会を、自身が望むように選択できるよう取り組みます。

学校と地域との連携を深めるための取り組みを進め、実習受け入れ校のほか、地域の高等学校や専門学校などにもアプローチし、連携方法を探り、地域でゆるやかに見守り合える体制づくりを進めます。

地域関係者の高齢化等から、地域課題に対し、連携や解決の主体となる新たな資源の確保も重要と考え取り組みます。

8. 認知症に関する取り組みについて

神戸モデルを活用、広報しながら「認知症の人にやさしいまちづくり」に地域住民と一緒に取り組みます。

介護リフレッシュ教室を年6回開催し、認知症の方を介護する家族はじめ、その他介護する家族がリフレッシュできる機会を定期的につくることと、家族が社会参加を増やせる機会をつくります。

認知症初期集中支援チームと連携し、認知症についての相談対応を早期段階から行います。高齢者安心登録事業についても積極的に広報します。

認知症サポーター養成講座の開催と声かけ訓練を実施し、認知症への理解を改めて深められるよう取り組みます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員をはじめとする地域の方と信頼関係を築きつつあり、気軽に相談して頂ける窓口で

あることの周知を継続します。相談には、状況に応じて複数の職員で迅速に応じ、実態把握及びサービス利用手続きの支援を行い、必要な範囲のフィードバックを行って、地域とともに支援することができるよう努めます。

10. 医療機関との連携について

圏域内の医療機関へセンターの広報誌を配付するなどし、センター周知を行い、チームアプローチで地域の高齢者を支援できる体制作りに努めます。中央区医師会、中央区医療介護サポートセンター等とも連携、協力し、関係づくりに努めます。

11. その他関係機関との連携について

前に述べたように、センターへの相談は福祉・介護にとどまらず、法律関係の相談も増加しており、センターだけでは対応が困難となってきた現状があります。このような状況を踏まえ、多機関・多職種連携をより制度化・構造化・標準化する必要性が浮かび上がっている為、多機関交流会を促進できるよう進め、複雑な支援困難事例に対処する実用的な解決策を構築します。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

地域の高齢者に提供されるサービスが、特定の種類または特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、日頃から情報収集を行い、公正な情報提供に基づいて利用者の意思決定を尊重した支援を行います。運営要綱・実施要領に定めた公正中立の事項を遵守します。

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 23

あんしんすこやかセンター名： 元町山手 あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 川副 隆明

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 下線部は重点目標

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

- ・相談窓口の営業時間は 9 時～18 時とし、日曜日及び年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）は原則休みとします。また、営業時間外の夜間、休日など 24 時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者などが連絡を受け、必要に応じセンター職員が電話対応を行う体制を整えています。
- ・相談対応後は早急に記録を整備し、職員間で回覧を行い情報の共有を図ります。記録は適切に管理し、担当者が不在でも支援が継続出来るように努めています。

2. 職員の配置について

- ・運営管理者 1 名、主任ケアマネジャー 1 名、社会福祉士 1 名、看護師 1 名、地域支え合い推進員 1 名、介護予防プランナー 2 名（2 名非常勤）、LSA 1 名を配置し、専門性を活かしながら業務を遂行し、また、各職員が横断的に協力しあうチームアプローチの体制を保っていきます。
- ・介護予防ケアマネジメントについては、4 職種 4 名と介護予防プランナー 2 名により対応していきます。

3. 介護に関する総合相談支援業務について

- ・ワンストップ機関という役割を意識し、相談受付に対しては相談者の訴え思いを傾聴し、共感する事で、その相談者が納得されるような対応を心掛けていきます。
- ・様々な相談に対して専門的なチームアプローチを実施し、相談後は直ちに記録の整備、回覧を行い、職員間で情報の共有を図っていきます。
- ・圏域内の様々な社会資源に対して広報活動を行い、センターの役割が周知される事によって、地域で問題を抱える高齢者の早期発見、早期介入を目指していきます。
- ・地域のつどいの場や給食会などへ参加し、センターの広報活動を行っていく事で、地域との連携を深めます。また、センターが介護に関する相談窓口である事を周知し、相談しやすい環境作りに努めます。
- ・出張相談や小学校の福祉学習などのアウトリーチを行う事で、センターの役割を地域へ周知・浸透させ、多世代から高齢者の情報が、幅広く得られる機会を作ります。
- ・シルバーハウジングに月曜日～金曜日（12 月 31 日～1 月 3 日及び祝日を除く）の、9 時～17 時の間、LSA 1 名を派遣し、住む高齢者の相談に対応するとともに、見守り活動を行います。

4. 権利擁護業務について

- ・地域行事や介護予防普及啓発事業などの場において、権利擁護（成年後見制度、消費者被害予防、高齢者虐待の防止）について、地域住民に対し啓発活動を行います。
- ・消費者被害防止の為、消費者被害に関する情報提供を行い、地域住民が被害に巻き込まれないよう啓発活動に取り組みます。また、消費者被害に関する相談があれば、関係機関と連携し、被害を最小限にとどめる為の支援を行うとともに、市介護保険課ならびに区保健福祉課、及び消費生活センターへ遅滞なく報告します。
- ・民生委員や友愛訪問グループ、婦人会、自治会、介護サービス事業者など、地域の多様なネットワークを活用し、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、高齢者虐待などの事例を発見した場合には、情報収集と事実確認を早急に行い、介護サービス事業者などの関連機関と連携し、適切な対応を行っていきます。
- ・日常生活自立支援事業や、成年後見制度に対する職員の理解を深め、金銭管理が難しくなった認知症の方や、独居高齢者などの必要な方に対して、速やかに関係機関と連携し、適切な時期に制度へ繋げていきます。
- ・事業所内で行う高齢者虐待防止研修に加え、虐待防止を含めた権利擁護に関する外部研修にも積極的に参加する事によって、職員の対応力向上を目指します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内のケアマネジャーが抱える困難対応ケースへの助言、指導などの支援を行い、その内容をセンターで共有していきます。
- ・介護サービス事業所従事者（主にケアマネジャー）を対象に、連絡会、事例検討会などの研修会を開催し、連携体制を構築していきます。
- ・認知症や精神疾患を持つ高齢者への個別的な対応の中で、予防的支援体制やネットワーク構築により問題が早期に解決出来るよう、関係機関と検討する地域ケア会議を開催します。
- ・圏域ケアマネジャーと地域支援者（民生委員、友愛訪問ボランティア）の交流、意見交換会を企画実施していきます。
- ・高層住宅やオートロックマンションが多数立ち並ぶ地区の、高齢化率の高いマンションにおいて、高齢者を見守るつどいの場の継続に向けた働き掛けを、区社会福祉協議会と連携を図りながら行います。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・自宅で可能な限り自立した生活が送れるように、常にご本人の意向を確認しながら、各種サービスや地域で開催している様々なつどいの場などに繋ぎ、健康維持に努めていきます。
- ・要支援者に対しては、介護予防サービスの内容や意義を説明し、その対象者が自主的に介護予防に努めていくよう支援していきます。また、個別のニーズを踏まえ、公正中立な立場で、その方の望む生活が実現出来るよう、自立支援を基本としたケアプランを作成します。要支援者自らが行うセルフケアについても、可能な限りケアプランに反映して、意欲的に取り組めるように促進していきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・地域主体活動へ積極的に参加し、地域住民や地域支援者との信頼関係を構築するとともに、地域の状況やニーズについて情報収集し、顔の見える関係作りを行っていきます。

- ・小地域支え合い連絡会を開催し、支援を必要とする高齢者の早期発見、早期対応に努め、高齢者が心身の状態を維持出来るよう適切な支援を行います。また、民生委員などが見守り活動を行う中で生じる、困り事の相談にも対応していきます。
- ・地域支援者と協力し、高齢者のつどえる場所作りを進めていきます。また、現在稼働している自主グループの活動が継続出来るよう、後方支援を行ないます。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の施行にあたり、「神戸モデル」の説明を地域行事やセンター主催の活動などの中で継続的に行っていきます。
- ・認知症キッズサポーター養成講座を開催し、子供たちにも認知症に対する理解とその対応力の向上を促す事によって、認知症の人が安心して暮らせる街作りを目指します。
- ・困難事例が発生した時は、専門医やオレンジチーム（認知症初期集中支援）などと連携を図り、課題の解決に努めていきます。
- ・独居高齢者の多い地区などにおいて、認知症高齢者ＳＯＳ声掛け訓練や認知症キッズサポーター養成講座を実施し、地域住民への認知症に対する理解を深めていきます。
- ・認知症サポーター店や、見守りに協力いただける店舗などへ定期訪問し、情報提供を行うことでセンターとの関係性を深めながら、認知症高齢者を見守るネットワークの一躍を、担っていただけるよう働き掛けます。
- ・介護リフレッシュ教室が必要な方へ広報し、認知症高齢者の家族が日頃の悩みや辛さを話し合い交流する事で、家族の孤立を防ぎます。また、専門的知見を持つ講師を招き、意見交換を行う事によって、在宅における介護負担の軽減に繋がるよう支援を行います。
- ・介護リフレッシュ教室に参加する認知症高齢者の家族などが、自主グループを立上げていく為の後方支援を行い、つどいの輪を広げていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・民生委員など、地域から高齢者に関する相談があれば迅速に対応し、各関係機関に繋ぐとともに地域から信頼されるセンターとなるように努めます。
- ・地域行事やふれあいのまちづくり協議会の役員会などに出席し、民生委員やその他の役員などと日頃から情報交換が出来るように、関係性を深めていきます。
- ・地域の実情に照らし合わせ、必要時には個別ケース等を検討する地域ケア会議を実施していきます。

10. 医療機関との連携について

- ・介護予防支援業務を行なうにあたって、担当するご利用者のケアプランの見直しや、病状に変化が生じた場合には、速やかに主治医へ報告、相談するとともに、必要に応じて関連機関に連絡し、ご利用者が安全かつ効果的に介護予防サービスを利用出来るように努めます。
- ・地域医療連携室や医療介護サポートセンターと連携しながら、入院や在宅復帰に向けた支援を迅速に行います。

11. その他関係機関との連携について

- ・ふれあいネット事業である大倉山支援者連絡会を定期的で開催します。区保健福祉課、社会福祉協議会、消防署、警察署、民生委員、介護サービス事業所などとともに、地域の状況やニ

ーズについて情報交換を行い、それを地域に還元していきます。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・地域住民の権利擁護の為に、センターの運営要綱、実施要項に定められた公正、中立の立場を遵守した事業運営に努めます。
- ・地域の社会資源に関する情報収集を行い、それを見やすくファイリングし、市民やケアマネジャーなどを対象者として提供する事で、自己決定に向けた支援を行います。
- ・要介護者に対する居宅介護支援事業所の選定にあたっては、一覧表を提示し、対象者またはその家族自らが、事業者を選定出来るように支援します。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 24

あんしんすこやかセンター名：ハーバーランドあんしんすこやかセンター

運営管理者名：小路 邦博

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※_____部分は重点目標

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・センターは、日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）以外、9時から17時30分まで営業し、センター休館日、時間外においても電話応対できる体制とし、緊急時の相談においても支障をきたさないよう対応する。来所相談者には相談の内容に応じて、窓口と相談室を使い分け、相談者が安心して相談できるような環境に配慮する。また、相談者の希望に応じ、訪問対応についても調整し対応する。センター職員は、・災害時においては、運営管理者を中心に、職員の安全を確保した上で可能な職員は出務し、災害対策を講じる。

2. 職員の配置について

- ・定められた配置基準に従い、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員（認知症地域支援推進員）を各1名常勤配置し、事案に応じてそれぞれの専門職が中心となり対応していく。

3. 総合相談支援業務について

- ・相談内容に応じて適切に対応できるよう、基本的にセンターにあんしんすこやかセンター職員を常駐させ、窓口対応が常にできる体制とし、相談内容を整理した上で、適切な支援機関につなぎ、各専門職が直接的な支援を行う。
- ・行政及び地域住民から情報提供や支援依頼があった場合は内容に適した専門職により、実態把握を行い、関係機関とも協力しながら支援体制を構築する。
- ・相談者が安心してセンターに相談ができるよう、電話、来所、訪問など、相談者のニーズに応じた対応を行い、相談しやすい環境に配慮した総合相談業務を行う。また、直接窓口に相談があった際にも、適切に対応できるようにセンター職員は当番制でセンターに常駐し、職員間での情報共有のための情報伝達を即時行っただうえで、データで情報を蓄積していく。個人情報の取扱いにも注意し、適切な管理を徹底する。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者虐待については、センターに情報が集まるよう、虐待についての正しい認識に加え、通報の必要性を、地域住民や居宅支援事業所、介護サービス事業所に向けて発信する。センターへの報告は、早急に区保健福祉課へ報告し、専門分野である社会福祉士が中心となり対応に当たり、センター内での情報共有を徹底し、センター全体で対策を講じる体制をとる。
- ・消費者被害・特殊詐欺については、圏域内での消費者被害に関する情報が入った場合は、地域の給食会などの集いの場を通して、早い段階で情報提供、啓発を行う。また、警察の生活安全

課と連携し地域の集いの場に来所要請を行い、消費者被害や特殊詐欺対策について説明いただき、自衛で対策を講じていただくよう啓発する。

- ・認知症高齢者やキーパーソンのいない高齢者の資産問題については、成年後見制度やこうべ安心サポートセンターなどのサービスについて広報や勉強会を開催し、必要な支援ツールの一つと考えていただけるよう理解を深める。
- ・上記に関する相談件数を小地域ごとに数値化し、相談内容や各地域の傾向を分析しながら、センター内でアプローチ方法を協議する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内居宅介護支援事業所及び圏域内の利用者を担当される介護支援専門員からの相談に丁寧に対応する。支援困難ケースについては必要に応じて同行訪問やケース検討を行い介護支援専門員の負担が軽減できるように支援する。
- ・圏域内居宅介護支援事業所とセンター間で、社会資源情報を共有し、ケアプラン作成に取り入れることができるよう支援する。また介護支援専門員も地域行事に参加し地域の現状を理解し積極的に社会資源の活用、不足する資源情報の発信ができるよう働きかけを行い、よりよい地域作りのため連携・協働する体制作りを行う。
- ・圏域内居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象とした圏域介護支援専門員連絡会を開催し日頃から連携できる介護支援専門員同士のネットワーク体制の構築や情報交換を行い日頃の悩みの共有、実践力の向上を支援する。災害時の地域の要援護者の支援について民生委員圏域介護支援専門員とで情報を共有できる場を作りお互いにできることを確認する。また中央区主任介護支援専門員が関わるサービス事業所と介護支援専門員の研修会・交流会などの年間計画を作成し圏域居宅介護支援事業所へ情報提供を行い、実践力を向上するために計画的な研修参加を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・令和 2 年度より各地区の開催している給食会で基本チェックリストを実施し、どのように変化しているかについての情報をまとめ、介護予防の課題を抽出している。令和 6 年度の基本チェックリストの結果をもとに、オーラルフレイルについての講義を歯科医師会へ依頼し、口腔ケアによる介護予防の実践に取り組んでいただく。
- ・積極的に地域拠点型一般介護予防事業を行っている集いの場を訪問し、参加者の状態変化の把握を行い、介護予防の啓発を行う。
- ・介護予防が必要な高齢者に対して、積極的にアウトリーチを行い、社会資源の情報提供及び、自立した生活が送れるよう各支援機関と協力し、支援体制の構築を図る。特に自立へ向けた取り組みのツールであるフレイル改善通所サービスの啓発を中心に行う。
- ・介護予防ケアマネジメントの対象高齢者について、センター職員と介護支援専門員、関係事業者の協働により、質の高いケアマネジメントの展開を目指す。また、積極的な地域資源の把握を行ったうえで関係事業者に紹介を行い、自立支援を促す。
- ・介護予防ケアマネジメント業務での訪問時や集いの場への参加時等、高齢者に関わる機会を利用し、介護予防について具体的な方法をリーフレットなどの視覚媒体を用いて説明する事で介護予防に関心を持っていただけるようにアプローチする。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・地域住民が立ち上げた集いの場が継続して開催できるように、主催者と参加者にセンター職員が積極的に関わる事で信頼関係を構築し、後方支援を行う。必要だと思われる情報の提供や啓発活動は定期的に行い、住民主体となって集いの場の継続的な活動ができるように後方支援を行う。現在、地域住民より飲食を伴う集いの場立ち上げの相談があり、当センターも立ち上げ支援から運営が軌道にのるまで重点的に後方支援を行う。
- ・当センターの圏域内にある管轄地区の社会資源に関する最新の情報を収集し分析を行うことで、必要な情報をセンター内で検討し、地域住民には日頃から積極的に発信する。
- ・住民主体で実施している地域活動の内容について、変更等が生じた場合は、センター内で共有するとともに、区保健福祉課や区社会福祉協議会にも変更に関する情報の共有を行うことで地域住民への後方支援がスムーズにいくように支援する。
- ・給食会や集いの場へ積極的に参加し、支援の必要な高齢者に対する情報収集を行い、対応する。
- ・見守り必要度基準（ものさし）を基にして、継続的な見守りが必要な高齢者かどうかを判断し、必要と判断した場合は、具体的な支援方法についてセンター内で検討する。その後、地域住民と密に情報共有を行いながら、見守りを必要とする高齢者の自宅を定期的に訪問し、介護保険サービスや必要と思われる制度に繋げていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・圏域内にある店舗（個人商店含む）、薬局、そして金融機関と日頃から密に連携を図ることで、見守り体制を継続するとともに、中央区で独自に作成した「みまもろうステッカー」や、認知症ケアパスを継続配布し、啓発・周知を行い、今後も見守り体制を継続する。
- ・認知症高齢者 SOS 声掛け訓練を通じて、地域に暮らす方々が認知症になった高齢者への声かけを戸惑うことなく、スムーズに行えるよう、声掛けの方法を学ぶ。住民自らが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることについて考える機会を作る。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・昨年度、見守り活動が盛んな民生委員・主任児童委員とネットワークづくりを目的とした情報共有の在り方について地域ケア会議を開催し、連携ツール作成について提案および検討を行った。前回の地域ケア会議の内容を具体的に進めていくために、再度地域の支援者や高齢者に関わる機関と協議を行い、センターや行政と地域の支援者がより連携できるよう進めていく。
- ・当センターと地域住民が上手く信頼関係を築くためにも定期的に圏域内で開催する地域行事や集いの場へ、センター職員が積極的に参加や啓発活動を行うことで地域の情報収集や連携を強化していく。
- ・民生委員・主任児童委員などの支援者が、一人で悩まないように普段から見守りを行う高齢者等に対する課題について、定期的に開催されている地域主催の給食会や小地域連絡会（ふれあいネット）を通じて情報共有を行い、課題に気づきそれを理解したうえで対応方法や解決策を見出せるように当センターは後方支援を行う。
- ・民生委員を初め、地域住民からの相談に対して、センターでは相談内容を共有し、相談に対する対応策を検討していく。

10. 医療機関との連携について

- ・圏域内・近隣の医療機関との連携を図り、地域の高齢者に対して早期発見・早期対応ができる

ような体制づくりを行う。

- ・個別のケースについて主治医と連携を図り、高齢者に対してきめ細やかな対応ができるように関係性を深めていく。
- ・連携で必要な情報について中央区内の保健師・看護師ワーキングで作成した、医療機関からあんしんすこやかセンターへの紹介シートを活用し、情報提供を行っていく。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・高齢者本人へアプローチを行うとともに、その家族や親族、その他の近隣トラブルなど個人を取り巻く問題についてはその内容を整理し、生活支援課、市営住宅東部管理センター、成年後見制度のための専門職、消費生活センター、障害者支援センター、引きこもり支援室、こども・若者ケアラー相談・支援窓口など、適切な事業体と協力し、チームで連携し支援にあたる。
- ・地域と消防が主催する防災訓練へ、センターも参加し、認知症の方の避難方法を認知症高齢者 SOS 声かけ訓練と共に実施し、高齢者体験コーナーなどのブースを設け、高齢者の心身の状態を実際に体感いただくことにより、災害時の高齢者の置かれる状況を理解し、高齢者支援の在り方について学んでいただく機会を設ける。また、実際の災害時に高齢者の対策が講じられるよう圏域のケアマネジャーと民生委員、消防や警察との情報共有を災害訓練や連絡会を通して行っていく。
- ・調剤薬局や郵便局、銀行等と今後も連携し、地域とのネットワークを構築することで、困りごとを抱える高齢者を把握して、必要に応じた支援に繋げていく。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・毎年継続し、センター内にて倫理及び法令順守に関する研修を開催し、センター職員が公平で中立な立場になって、高齢者支援ができるようセンター全体でサポートする。また、相談から支援に移行する過程においては、センター全体で内容を共有し、偏った形で支援が進まないよう注意する。
- ・センター職員は、常に相談に対して、相談者自身が選択できるよう、可能な限り選択肢を提供することに努め、「ハートページ」や「医療機関マップ」その他のパンフレットなどを提示した上で、決定いただくよう努める。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 25

あんしんすこやかセンター名： 港島あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 奥矢登世子

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ① 毎始業時間にミーティングを行い、当日の予定や前日の相談対応等について共有し必要に応じ方向性を検討する。
- ② 受け付けた相談は迅速に相談受理簿を作成し共有する。また地域分析をおこなうため、相談内容をデータ化し、地域の現状を客観的に判断できるようにする。
- ③ 月に2回第2、第4水曜日職員全員での会議を行い個別事例の検討や、地域診断・地域課題・災害時対策について話し合う。
- ④ センターの広報「港島あんしんすこやかセンター便り」を毎月発行する。介護予防や権利擁護など高齢者に役立つ情報を高齢者や地域の支援者へ啓発する。また、地域住民による見守り活動に活用してもらう。
- ⑤ 24時間体制について、営業時間以外は、電話での受付を法人と連携して対応する。

2. 職員の配置について

主任ケアマネジャー	1名
保健師	1名
社会福祉士	1名
地域支え合い推進員	1名
看護師（法人加配）	1名
介護予防支援専従職員	1名

それぞれの職員が専門知識や技能を活かしながらチームで業務をおこなう。

3. 総合相談支援業務について

- ① 相談者の個人情報や自己決定を尊重し、困りごとに見合ったサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介や専門職として適切な提案やフォローを行っていく。また、緊急性の判断も行い、適切に進めて行く。
- ② 多様な相談に、適切・迅速な対応ができるよう、センター内チームアプローチをおこない、課題解決の援助をおこなう。
- ③ 高齢者本人の相談にとどまらず、その家族の状況を聞き取り、課題を明確にし、必要な機関と連携した支援をおこなう。また、令和6年度は介護者が対応に苦慮する相談が寄せられた。介護者のもつ悩

みや課題を把握していく。

4. 権利擁護業務について

- ① 一人暮らしや老々世帯、家族問題を抱える高齢者など頼れる身寄りがなく、認知症などにより金銭問題が発生するケースが増えてきている。成年後見制度を広く地域住民に知ってもらい、元気なうちから将来に備えてもらえるよう啓発活動をおこなう。
- ② 高齢者虐待について、センター内での定期的な委員会の実施や研修会をおこない、早期での気づきや介入をおこなうことで、虐待発生の予防や早期解決を目指す。
また、地域住民に対しても、早期の気づきで相談につながるようセンターだよりを活用し啓発活動をおこなう。
- ③ 消費者被害防止について、センターだよりを活用し被害防止の為の啓発活動を地域住民におこなう。
また、圏域のケアマネジャーや介護サービス事業所と連携し、最新の情報を共有して被害が未然に防げるように説明を行っていく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ① 複数の課題を抱える高齢者の増加により、居宅介護支援事業所と連携した活動が必要となっている。
圏域内のケアマネジャーと相互に協力し、必要に応じ個別の地域ケア会議を実施し支援の方向性を明確化、共有することで支援体制の強化を図る。
- ② ケアマネジャーのニーズに合った連絡会（研修会）を開催する為、ケアマネジャーからの相談内容の整理・分類・件数の把握を行なう。
- ③ 圏域ケアマネジャーに対し、毎月センター便りや地域のインフォーマル情報、市からの情報、消費者被害の情報などを発信し、ケアプランに具体的な地域のインフォーマルサービスを盛り込めるよう支援する。
- ④ 昨年度災害に備え、圏域内事業所の対策や今後の課題について話し合いを行い、今後も話し合いを重ねる必要があるとの意見が多くあった。防災のアドバイザーを招き、介護事業所が出来る平時からの備えや、地域と協力出来る事について学び、圏域内の課題や連携方法を共有する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ① 介護予防ケアマネジメントを適切に行えるように職員全員がマニュアルを遵守する。
- ② 委託先のケアマネジャーが、本人の自立支援に向けた取り組みを行えるようにサポートをおこなう。
- ③ 介護予防普及啓発事業での関わりを通して、潜在化している介護予防が必要な高齢者を把握し、必要な助言・相談を行っていく。
- ④ 顕在化した介護予防が必要な高齢者には、継続した関わりが切れ目なくもてるよう、地域のインフォーマルサービスを含む活動に繋がるよう支援し、フレイル改善へ働きかけていく。また、昨年度実施した基本チェックリストの結果、口腔フレイルを自覚されている方が多くいた。今年度は、口腔フレイル予防についてアプローチを行う。
- ⑤ 介護予防の取り組みが必要な方を積極的に把握し、その方に応じたインフォーマルサービスを含む情報を提供し心身の維持向上を支援する。
- ⑥ 介護予防ケアマネジメントを通じて起こりうる問題から、地域全体の課題を把握し、地域の社会資源や地域づくりの課題を検討し、センターとして取り組んでいけるようにする。

- ⑦ 骨折によって介護サービスが必要になった超高齢者からの相談が多かった。
エレベーター非停止階のあるマンションも多く、骨折によって外出困難となるため、生活に支障をきたす。今年度は医師に講義を依頼し予防に向けた取り組みを行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ① 見守りが必要な高齢者の情報を関係者間で共有し、民生委員や地域住民と連携した見守りのネットワークを構築する。
- ② 高齢者の見守りやボランティア活動は、マンションによって差がある。集いの場等の地域活動に参加し状況の把握に努める。
- ③ 潜在化した見守りが必要な高齢者を発見できるよう、民生委員や地域住民と連携し、必要に応じて訪問活動をおこない見守りのネットワークを構築する。
- ④ 圏域内には、多数のインフォーマルサービスや集いの場がある。それらの内容を把握しインフォーマル情報として、圏域のケアマネジャーに情報提供できるようセンター内で共有する。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 認知症高齢者声かけ訓練を毎年開催し、認知症の方の抱える課題を理解しその対応を知って貰う。昨年度は、地域住民の協力を得て、児童館の子供たちを対象に声掛け訓練を実施し、認知症についての理解を幅広い年齢層に啓発する。
- ② 地域やケアマネジャーから寄せられる認知症相談に対して、必要に応じ個別の地域ケア会議を開催し、課題の共有や見守りのネットワーク構築を目指す。
- ③ 認知症の早期診断、早期治療ができるよう認知症診断助成制度の活用を推進する。オレンジチームや医療介護サポートセンターと連携し、認知症による課題を可能な限り早期解決できるように活動をおこなう。
- ④ 認知症サポート店との連携にとどまらず、中央区みまろうステッカーを活用し認知症高齢者の見守りのネットワークを広げる。

9. 民生委員等地域との連携について

- ① 小地域連絡会を毎月開催し、民生委員にフレイル予防や高齢者虐待などの啓発活動をおこなう。
また、地域で起こる課題を共有し連携を深める。
- ② マンション単位で行われている見守り活動について、各マンション担当者と連携がとれるよう、地域が主催する会議等に参加し、見守り活動や高齢者支援が地域住民と連携しておこなえる体制づくりを継続しておこなう。
- ③ それぞれのマンションで行われている見守り活動が円滑に行われるよう、地域住民からの相談や要望に応じた勉強会開催の支援などをおこない、地域の高齢者が必要に応じ専門的相談が受けられる連携体制をつくる。
- ④ 地域ケア会議を開催し、地域の課題を共有し多職種で課題解決に向けたネットワーク構築を目指す。
- ⑤ 一昨年地域ケア会議で検討した緊急対応時の意向確認書が、必要に応じて活用できるよう、個別事例の地域ケア会議を開催し、地域団体と介護保険事業所、センターが連携できる体制を整える。

10. 医療機関との連携について

- ① 当センターでの初回相談時の疾病で最も多いのは悪性腫瘍、次いで認知症となっている。介護保険を利用し在宅療養する相談は年々増えており、医療機関との連携は不可欠になっている。圏域内には総合病院が2カ所あり、それぞれの地域連携室との関係が構築されつつある。地域住民が安心して在宅療養生活が送れるよう、地域の中核機関となれるよう医療・介護と連携し支援体制を構築することを目指す。
- ② 医療介護サポートセンターと連携し、医師から疾患別による療養生活について勉強会を毎年開催し、圏域内居宅事業所や介護事業所と学びや話し合いの場を設ける。
- ③ 圏域内の全ての開業医と顔の見える関係を築いている。地域の高齢者が、認知症や介護の問題で孤立することが防げるよう今後も更に連携に努めていく。

11. その他関係機関との連携について

- ① 中央区保健福祉課と連携を密にし、報告・連絡・相談を随時おこない、地域の高齢者を適切に支援することを目指す。
- ② 家族支援を含む、複合的な課題を持つ家庭が増加している。オレンジチーム、引きこもり支援室、子ども若者ケアラー相談支援窓口等と連携した支援を実施する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ① 常に公正中立な運営を行い、職員が常に情報を共有し、共通の認識を持って、専門的見地を活かし、問題解決にあたるようにする。
- ② 地域包括支援センター事業とその他の事業の会計を峻別する。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する